# 【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
■個人情報	(削除)	■個人情報保護方針
保護方針		ワイジェイ FX 株式会社(以下、「当社」といいます。)は、お客さまの
		個人情報、個人番号及び特定個人情報(以下、本方針ではすべてを総称
		し、「個人情報」といいます。) の重要性を十分に認識し、個人情報等
		を適切に取扱うために、当社における個人情報等の取扱い方針を定め、
		役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの個人情報の保護
		に万全をつくしてまいります。
		1 1/41) 1 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1
		1. 当社は、お客さまの個人情報の適正な取扱いに関する関係法令その他
		の規範を遵守いたします。
		2. 当社は、お客さまの個人情報を適正に取得いたします。また、法令に 定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表
		し、利用目的の範囲内において使用いたします。
		3. 当社では、すべての役職員が個人情報保護の重要性を理解し、お客さ
		まの個人情報を適切に取扱うよう教育いたします。
		4. 当社は、お客さまの個人情報に関し、不正アクセス、個人情報の紛
		失、改ざんおよび漏洩等の防止に努め、適切な安全管理措置を実施いた
		します。
		5. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報をあらかじめ
		<u>ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。個</u>
		人番号については、法令に定める場合を除き、お客さまの同意があって
		も第三者に提供することはいたしません。
		6. 当社がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個
		人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
		7. 当社では、お客さまの個人情報の開示・訂正等の手続を定めます。ま
		た、個人情報の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。 の 光社は、畑上様報促養のための管理体制などが原知なる継続的に見遠
		8. 当社は、個人情報保護のための管理体制および取組みを継続的に見直 し、その改善に努めてまいります。
		なお、詳細については「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

_		
■個人情報	(削除)	■個人情報の取扱いについて
の取扱いに		1. お客さまの個人情報の利用目的
ついて		当社は、お客さまの個人情報を、次の事業内容及び利用目的の達成に必
		要な範囲内において取扱うものとし、法令により許される場合でない限
		り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、お客さまの個人情報を利用
		<u>いたしましません。</u>
		(1) 当社の事業内容
		1. 金融商品取引業(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業
		務、有価証券の引受け業務等)及び金融商品取引業に付随する業務
		2. その他金融商品取引業者が行うことができる業務及びこれらに付随す
		る業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)
		(2) 利用目的
		1. 金融商品取引法に基づく金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行
		<u>うため</u>
		2. 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案
		内を行うため
		3. 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断する
		<u>ため</u>
		4. お客さまご本人であること又はご本人の代理人であることを確認する
		<u>ため</u>
		5. お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
		6. お客さまとの取引又は口座の管理等に関する事務を行うため
		7. 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品や
		サービスの研究や開発のため
		8. 取引に係る判断又は管理のため
		9. その他、取引を適切かつ円滑に推進又は履行するため
		上記各号の利用目的に関わらず、個人番号については、「行政手続にお
		ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づ
		き、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商
		品取引に関する法定書類の作成・提供事務」に限り利用いたします。
		なお、金融商品取引業等に関する内閣府令等の規定に基づき、当社は、
		業務を行う際に知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、
		社会的身分、保健医療又は犯罪歴についての情報その他の特別な非公開
		情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目

的のために利用もしくは第三者提供いたしません。 2. 個人情報の適正な取得について 当社は、以下のような取得元等から業務上必要な範囲で個人情報を取得 いたします。 1. 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客さまに入力していた だいた情報 2. 市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された 3. 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報 4. お客さまとの電話通話の録音及び電子メールの受送信により取得した 情報 5. お客さまが当社ホームページ等にアクセスされた際に、当社が記録す るログにより取得した情報 3. 個人情報の第三者提供について 当社は、法令に基づく場合、利用目的の達成に必要範囲内で個人情報を 委託する場合、法令に許される場合を除き、個人情報をお客さまの承諾 なしに当社以外の第三者に提供することはありません。 なお、下記の場合についてはこの限りではなく、当社が保護措置を講じ た上でお客さまの個人情報(個人番号を除く)を当社グループ会社に提 供することがあります。 (1) 提供先 ヤフー株式会社 (2) 利用目的 ヤフー株式会社の定める「プライバシーポリシー※」の利用目的に準ず <リンク先としてここに飛ばします> https://about.vahoo.co.jp/docs/info/terms/chapter1.html#cf2nd (3) 提供する個人情報(氏名及び個人番号を除く) 属性情報(住所・生年月日・年収・金融資産等)・取引情報(入出金・ 売買履歴)等 (4) 提供方法 電磁媒体等の電磁的方法又は当社所定の方法

## 4. 安全管理措置の実施について

当社は、個人情報への不正アクセスや、個人情報の紛失、改ざんおよび 漏洩等を防止するために、必要かつ適切な組織的・人的・技術的・物理 的な安全管理措置を実施して、お客さまの個人情報を適切に管理いたし ます。

## 5. 継続的改善

当社は、お客さまの個人情報の適正な取扱いを図るため、この取扱い方針は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

## 6. 個人情報の取扱いの委託について

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報(個人番号を除く)を外部委託先に取り扱わせている業務は、以下のようなものがあります。

- 1. お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- 2. 情報システムの運用・保守に関する業務
- 3. 業務に関する帳簿書類を保管する業務

## 7. 開示等のご請求手続きについて

当社はお客さまの個人情報を、正確かつ最新の状態で管理するよう努めてまいります。また、お客さまご本人または正当な権限を有する代理人から当社が登録している個人情報について開示の請求、訂正、削除等のお申出、個人情報の取扱いに関する相談、苦情に対して下記当社窓口にて誠実に対応し、万が一登録情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正または削除いたします。

## 8. お問い合わせ先

当社は、お客さまからいただいた個人情報に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社下記窓口までお申し出ください。

YJFX!お客さまサービスセンター

電話番号:0120-724-277

受付時間:月曜午前7:00~土曜午前7:00 (夏時間は午前6:00まで)

9. 当社の加盟する認定個人情報保護団体 当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定を受けた認定個人情 報保護団体である次の団体に加盟しております。当該団体では、加盟会 社が行う金融先物取引業に係る個人情報の取扱いについての苦情・相談 を受け付けています。 日本証券業協会 個人情報相談室 電話番号:03-3667-8427 URL : http://www.jsda.or.jp/ 一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室 電話番号:03-5280-0881 URL: http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html 制定日: 2013 年 6月 14日 改定日:2018年1月18日 ワイジェイ FX 株式会社

第 1 条 (本約款の 趣旨)	1. この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客さまがワイジェイFX株式会社(以下「当社」といいます。)との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引(以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。)に関して、当社の取引システム(以下「本システム」といいます。)によりお客さまに提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書(以下「取引説明書」といいます。)の関連箇所または用語集において説明しています。	1. この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客さまがワイジェイFX株式会社(以下「当社」といいます。)との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引(以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。)に関して、当社の取引システム(以下「本システム」といいます。)によりお客さまに提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書(以下「取引説明書」といいます。)の関連個所または用語集において説明しています。
第6条 (口座の開 設および取 引の適格要 件)	(省略) (個人のお客さまの場合) (省略) (省略) (7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の 疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと。	(省略) (個人のお客さまの場合) (省略) (7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の 疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、 または反社会的勢力(法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と 認めたものを含む。以下同じ。)の一員でないこと。
	(8) お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。)に該当しないこと。  (9) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)	(新設) (8) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)
	(9) お各さまが当代より払い戻り金銭の受取口座(版込先銀行口座)は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することに同意いただけること。 (10) 金融先物取引業者に勤務していないこと。	(8) お各さまが当代より払い戻り金銭の受取口座(振込元銀行口座)は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することに同意いただけること。 (9) 外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。

(11) 反社会的勢力(法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と 認めたものを含む。以下同じ。)の一員でないこと。

(12) その他当社所定の基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

(省略)

(9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと。

(省略)

- (11) <u>お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略。外国</u>の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。)に該当しないこと。
- <u>(12)</u>金融商品取引業者でないこと。
- (13) 反社会的勢力(法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。)の一員でないこと。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。

(省略)

(新設)

(10) その他当社所定の基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

(省略)

(9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の 疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、 または反社会的勢力(法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と 認めたものを含む。以下同じ。) の一員でないこと。

(省略)

(新設)

(11) 金融商品取引業者でないこと。

(新設)

(12) その他当社が定める基準を満たしていること。

## 第 8 条 (口座の開 設手続およ び名義)

## (省略)

- **改手続およ** 4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合に **び名義**) は、当社は、お客さまの口座の機能の全部もしくは一部を停止または閉 鎖することができ<u>るものとします。</u>また、当社が口座番号等の使用状況 や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。
  - 5. お客さまは、口座番号等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客さまの口座番号等により、第三者が行った全ての取引についての責任はお客さまご本人が負担するものとします。

また、第三者にお客さまの口座番号等を使用させたことに関して当社に 損害等が生じた場合には、お客さまは、当社に対して、かかる損害等を 賠償、補償または補てんするものとします。

6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申し込み時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客さまの必要情報が一致する状態に変更することがあります。

7. お客さまが、本取引を行うことは、法律、政令、規則その他の法令 (以下「法令等」といいます。)、行政機関の規則・ガイドラインその 他規制等、自主規制機関の規制等および定款その他の社内規則(お客さ

- 4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの口座の機能の全部もしくは一部を停止または閉鎖することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。
- 5. お客さまは、口座番号等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客さまの口座番号等により、第三者が行った全ての取引についての責任はお客さまご本人が負担するものとします。また、第三者がお客さまの口座番号等を使用して本取引を行うことによりお客さまに生じた損害について、当社は、故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負担しないものとします。さらに、お客さまが、第三者にお客さまの口座番号等を使用させたことに関して当社に損害等が生じた場合には、お客さまは、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償または補てんするものとします。
- 6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申し込み時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。 お客さまが申し込み時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客さまに生じた一切の責任はお客さまが負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客さまの必要情報が一致する状態に変更することがあります。
- 7. お客さまが、本取引を行うことは、法律、政令、規則その他の法令 (以下「法令等」といいます。)、行政機関の規則・ガイドラインその 他規制等、自主規制機関の規制等および定款その他の社内規則(お客さ

	まが法人の場合)に違反せず、また本取引のために必要な法令上の手続き(許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届出等を含みます。) および社内手続き(お客さまが法人の場合)はその全てが履践されているものとします。 (省略)	まが法人の場合)に違反せず、また本取引のために必要な法令上の手続き(許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届出等を含みます。)および社内手続き(お客さまが法人の場合)はその全てが履践されているものとし、これらに違反したことによりお客さままたは当社に生じた一切の損害はお客さまが負担するものとします。  (省略)
第 10 条 (本サービ ス提供の一 時停止)	1. 当社は、本システムの機器等の瑕疵(かし)もしくは障害(以下「システム障害」といいます。)または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することができるものとします。  2. システムの故障その他の事由により本システムに障害が発生した場合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客さまに対して注意事項等の通知または公表を行うことがあります。お客さまは、これらの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。	当社は、本システムの機器等の瑕疵(かし)もしくは障害(以下「システム障害」といいます。)または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することができるものとします (新設)
第 15 条 (注文の受 付)	1. お客さま <u>の</u> 本システムを利用し <u>た</u> 注文は、お客さまが Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。  2. システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。	1. お客さま <u>が</u> 本システムを利用し <u>て当社へ発注する</u> 注文は、お客さまが Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。  2. <u>前項にもかかわらず、</u> システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。

# 第 17 条 注)

**(注文の受** │ お客さまが本システムを利用して当社に対して注文を行ったとしても、 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、お客さまのポジシ ョン(建玉)を決済するために必要な反対売買の注文以外、全ての注文 の受注を行わないものとします。

- (1) 本口座に入金されている証拠金が当該注文の取引証拠金の金額に満 たない場合。
- (2) お客さまの注文が本約款等に反する場合。
- (3) お客さまが第6条2項に定める適格要件を満たされなくなった場 合。

(削除)

- 1. お客さまが本システムを利用して当社に対して注文を行ったとして も、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、お客さまのポ ジション (建玉) を決済するために必要な反対売買の注文以外、全ての 注文の受注を行わないものとします。
- (1) 本口座に入金されている証拠金が当該注文の取引証拠金の金額に満 たない場合。
- (2) お客さまの注文が本約款等に反する場合。
- (3) お客さまが第6条2項に定める適格要件を満たされなくなった場
- 2. お客さまの注文ミスまたはお客さまが必要な確認を怠ったために、注 文が約定され、または約定されなかった場合、当社は一切責任を負わな いものとします。2. お客さまの注文ミスまたはお客さまが必要な確認を 怠ったために、注文が約定され、または約定されなかった場合、当社は 一切責任を負わないものとします。

## 第 21 条 (強制決 済)

的に認めた場合には、第12条、第20条のみにかかわらず、当社から通 知、催告等を要せず、当社は当該時点においてお客さまが保有するポジ ション(建玉)につき、強制的に反対売買等をし、決済を行うことがで きるものとします。

(省略)

(5) 住所変更の届け出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によっ て、当社にお客さまの所在が不明となった時、または当社による電話等 による連絡が不可能であると当社が合理的に判断した時。

(省略)

2. お客さまについて、次の各号の事由のいずれかが生じたと当社が合理 的に認めた場合には、当社はまずお客さまに対して注文期限を定めて反 対売買等をする旨の請求をすることができ、当社よりかかる請求があっ

1. お客さまについて、次の各号の事由のいずれかが生じたと当社が合理 ┃1. お客さまについて、次の各号の事由のいずれかが生じたと当社が認め た場合には、第12条、第20条のみにかかわらず、当社から通知、催告 等を要せず、当社は当該時点においてお客さまが保有するポジション (建玉) につき、強制的に反対売買等をし、決済を行うことができるも のとします。

## (省略)

(5) 住所変更の届け出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によっ て、当社にお客さまの所在が不明となった時、または当社による電話等 による連絡が不可能であると当社が判断した時。

## (省略)

2. お客さまについて、次の各号の事由のいずれかが生じたと当社が認め た場合には、当社はまずお客さまに対して注文期限を定めて反対売買等 をする旨の請求をすることができ、当社よりかかる請求があった場合に た場合には、お客さまは、当社の指定する注文期限までに、当該時点に おいて保有するポジション(建玉)について反対売買等をし、決済しな ければなりません。ただし、かかる注文期限までに、お客さまが反対売 買等の注文を行わない時は、当社は、お客さまへの事前連絡やお客さま の承諾を要することなく、任意に、当該ポジション(建玉)の反対売買 等をし、決済することができるものとします。

## (省略)

- (5) お客さまが取引を行うにあたり、本システム、システム機器、通信機器、端末機器、接続回線もしくはプログラムの不正な操作、改変等もしくは本システム以外のツール等により、健全な取引通念上不適切、不適正な方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が合理的に認めた場合。
- (6) 当社が提供するレート等の情報の不正な取得もしくは利用、もしくはインターネットのセキュリティーの脆弱(ぜいじゃく)性の利用等、不適当、不適正な内容および方法等により取引を行ったと当社が認めた場合、またはそのおそれがあると当社が合理的に認めた場合。
- (7) お客さまが短時間のうちに、または高頻度で取引を行い、それにより当社が行うリスクの減少を目的としたカバー取引に影響を与えると当社が合理的に認めた場合。

## (省略)

4. お客さまについて、第2項各号の事由のいずれかが生じたと<u>合理的に</u> 当社が認めた場合には、当社の請求により、お客さまは、当社に対する 全ての本取引にかかる債務について期限の利益を失い、直ちに当社に対 して債務を弁済するものとします。

(省略)

は、お客さまは、当社の指定する注文期限までに、当該時点において保有するポジション(建玉)について反対売買等をし、決済しなければなりません。ただし、かかる注文期限までに、お客さまが反対売買等の注文を行わない時は、当社は、お客さまへの事前連絡やお客さまの承諾を要することなく、任意に、当該ポジション(建玉)の反対売買等をし、決済することができるものとします。

## (省略)

- (5) お客さまが取引を行うにあたり、本システム、システム機器、通信機器、端末機器、接続回線もしくはプログラムの不正な操作、改変等もしくは本システム以外のツール等により、健全な取引通念上不適切、不適正な方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が認めた場合。
- (6) 当社が提供するレート等の情報の不正な取得もしくは利用、もしくはインターネットのセキュリティーの脆弱(ぜいじゃく)性の利用等、不適当、不適正な内容および方法等により取引を行ったと当社が認めた場合、またはそのおそれがあると当社が認めた場合。
- (7) お客さまが短時間のうちに、または高頻度で取引を行い、それにより当社が行うリスクの減少を目的としたカバー取引に影響を与えると当社が認めた場合。

## (省略)

4. お客さまについて、第2項各号の事由のいずれかが生じたと当社が認めた場合には、当社の請求により、お客さまは、当社に対する全ての本取引にかかる債務について期限の利益を失い、直ちに当社に対して債務を弁済するものとします。

第 28 条 (届出事項 の変更)	当社に届け出たお客さまの氏名もしくは名称、 <u>電話番号、</u> 住所もしくは 事務所の所在地その他当社が定める事項に変更があった時は、お客さま は、当社に対し直ちに当社の所定の方法をもってその旨の届け出をする ものとします。 なお、当社登録情報と Yahoo! JAPAN ID の登録情報は、統合されており ませんので、変更がある場合には、それぞれ手続きが必要となります。	当社に届け出たお客さまの氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他当社が定める事項に変更があった時は、お客さまは、当社に対し直ちに当社の所定の方法をもってその旨の届け出をするものとします。 なお、当社登録情報と Yahoo! JAPAN ID の登録情報は、統合されておりませんので、変更がある場合には、それぞれ手続きが必要となります。
第 29 条 (報告書等 の作成およ び提出)	お客さまは、お客さまにかかる本取引の内容その他について、当社が日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客さまは、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。	1. お客さまは、お客さまにかかる本取引の内容その他について、当社が日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客さまは、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
		2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に起因して お客さまに発生した一切の損害については、当社に故意または重大な過 失がない限り、当社は免責されるものとします。
第 31 条 (免責事 項)	1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害 <u>につき</u> 故意または重大な過失がない限り免責されることとします。  (省略)  (14) お客さまが適正に口座番号等を管理しなかったため、第三者がお客さまの口座番号等を使用して本取引を行うことによりお客さまに生じた損害。	1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害 <u>の原因について</u> 故意または重大な過失がない限り免責されることとします。 (省略) <u>(新設)</u>
	(15) お客さまが申し込み時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合に、これらに起因してお客さまに生じた一切の損害。	
	(16) お客さまが、本取引を行うに際し、法律、政令、規則その他の法令(以下「法令等」といいます。)、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等および定款その他の社内規則(お客さまが法人の場合)に違反し、または、本取引のために必要な法令上の	(新設)

手続き(許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届出等を含みま す。) および社内手続き(お客さまが法人の場合)に違反したことによ りお客さまに生じた損害。

(17) お客さまの注文ミスまたはお客さまが必要な確認を怠ったため に、注文が約定された、または約定されなかったことによりお客さまに 生じた損害。

(18) 第29条の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に 起因してお客さまに発生した一切の損害。

(19) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。

(省略)

3. 本条1項及び2項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約 が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されませ ん。この場合であっても、当社の過失(重大な過失を除きます。)によ りお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、ま たは予見し得たかにかかわらず、特別の事情によって生じた損害に関 し、当社は一切責任を負わないものとし、また、通常生ずべき損害に関 し、当社がお客さまに対して負う損害賠償義務の範囲は、当社の故意ま たは重大な過失に起因する場合を除き、当該損害の発生時から過去1カ 月の間においてお客さまが本口座に入金した金額の総額を上限としま

(新設)

(新設)

(14) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。

(省略)

3. システムの故障その他の事由により本システムに障害が発生した場 合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客さまに対して 注意事項等の通知または公表を行うことがあります。お客さまは、これ らの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものと します。

## 第 32 条 勢力の排 除)

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から (反社会的 | 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社 会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以 下これらを「暴力団員等」といいます。) に該当しないこと、および次 の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該 当しないことを確約するものとします。

年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会 運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」といいます。) に該当しないこと、およ び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって も該当しないことを確約するものとします。

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5

(省略)

# 第 33 条 閉鎖)

1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部また (本口座の │ は一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口 **停止または** | 座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。

(省略)

- (3) 第42条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意し ない時。
- (4) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になっ たと当社が合理的に判断した時。

(省略)

- (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続すること が不適切であると合理的に認めた時。
- 2. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は、本口座を閉鎖できるこ ととします。

(省略)

(2) お客さまが本約款の重要な条項のいずれかに違反し、本取引を継続 することが困難であると当社が合理的に判断し、当社が本口座の閉鎖を 通告した時。

(省略)

(6) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になっ たと当社が合理的に判断した時。ただし、第6条第2項(個人のお客さ まの場合) 第12号および第6条第2項(法人のお客さまの場合)第14 号の時を除く。

1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客さまが第21条第1項、第2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部 または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において 本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。

(省略)

- (3) 第41条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意し ない時
- (4) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になっ たと当社が合理的に判断した場合。

(省略)

- (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続すること が不適切であると認めた場合。
- 2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は閉鎖されることとしま

(省略)

(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の閉鎖 を通告した時。

(省略)

(6) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になっ たと当社が合理的に判断した場合

	(省略)	(省略)
	(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置するこ	(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置するこ
	とが不適切であると <u>合理的に</u> 認めた場合。	とが不適切であると認めた場合。
	(省略)	(省略)
	V - T + A N N + M - W - L - A A N N N + A N - A A N N N + A N A N A N A N A N A N A N	Note that the second of the se
	6. 前三項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合	6. 前三項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合
	には、当社は、お客さまに対して当該金銭を返還するものとします。返	には、当社は、お客さまに対して当該金銭を返還するものとします。
	<u>還方法は、当社に登録いただいている銀行口座へ振り込む方法により行</u>	
	います。ただし、当該口座への振り込みができない場合は、この限りで はありません。	
	<u>はめりません。</u>	
	(省略)	(/i>m/r)
1		I (名略)
	(有畸)	(省略)
第 42 条		
第 42 条 (本約款の	(有畸) (有畸) 本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示があった時その他業務上の必要が生じた	(有略) 本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新 設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に
1	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新
(本約款の	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示 <u>があった時</u> その他業務上の必要が生じた	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示 <u>により、または</u> その他必要が生じた時に
(本約款の	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示 <u>があった時</u> その他業務上の必要が生じた時に、民法第548条の4に基づき改訂されることがあります。当社は、	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権
(本約款の	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示があった時での他業務上の必要が生じた時に、民法第548条の4に基づき改訂されることがあります。当社は、本約款を改訂する場合、その旨および改訂後の規定の内容ならびに効力	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社
(本約款の	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示 <u>があった時</u> その他業務上の必要が生じた時に、民法第548条の4に基づき改訂されることがあります。当社は、本約款を改訂する場合、その旨および改訂後の規定の内容ならびに効力発生日を効力発生日までに原則として当社の運営するWebサイトに掲載	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営するWebサイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。この場合、お客さまは、原則としてWebサイト等にて当該変更に同意いただ
(本約款の	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示 <u>があった時</u> その他業務上の必要が生じた時に、民法第548条の4に基づき改訂されることがあります。当社は、本約款を改訂する場合、その旨および改訂後の規定の内容ならびに効力発生日を効力発生日までに原則として当社の運営するWebサイトに掲載	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営するWebサイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。この場合、お客さまは、原則としてWebサイト等にて当該変更に同意いただいた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。
(本約款の	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示 <u>があった時</u> その他業務上の必要が生じた時に、民法第548条の4に基づき改訂されることがあります。当社は、本約款を改訂する場合、その旨および改訂後の規定の内容ならびに効力発生日を効力発生日までに原則として当社の運営するWebサイトに掲載	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営するWebサイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。この場合、お客さまは、原則としてWebサイト等にて当該変更に同意いただ